

令和3年2月定例会

# 埼玉県央広域事務組合議会会議録

令和3年2月15日 開会

令和3年2月15日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

令和3年  
2月定例会 埼玉県央広域事務組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
2月15日(月)	
○開 会	5
○開 議	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○議案第1号～議案第7号の上程、説明	7
○一般質問	15
11番 菅野博子議員	15
13番 新島光明議員	18
8番 潮田幸子議員	22
15番 諏訪善一良議員	27
○議案第1号の質疑、討論、採決	39
○議案第2号の質疑、討論、採決	40
○議案第3号の質疑、討論、採決	40
○議案第4号の質疑、討論、採決	41
○議案第5号の質疑、討論、採決	42
○議案第6号の質疑、討論、採決	43
○議案第7号の質疑、討論、採決	44
○管理者のあいさつ	45
○閉 会	46

署名議員 .....	4 7
參考資料	
議決結果一覽表 .....	4 9

埼玉県央広域事務組合告示第1号

令和3年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月8日

埼玉県央広域事務組合管理者 原 口 和 久

- 1 期 日 令和3年2月15日（午前9時）
- 2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 15 名

1 番	市ノ川 徳 宏 議員	2 番	諏 訪 三津枝 議員
3 番	坂 本 国 広 議員	4 番	山 中 敏 正 議員
5 番	岡 野 千枝子 議員	6 番	村 田 裕 子 議員
7 番	岡 村 有 正 議員	8 番	潮 田 幸 子 議員
9 番	織 田 京 子 議員	10 番	秋 谷 修 議員
11 番	菅 野 博 子 議員	12 番	保 坂 輝 雄 議員
13 番	新 島 光 明 議員	14 番	日 高 英 城 議員
15 番	諏 訪 善一良 議員		

○ 不 応 招 議 員 なし

# 令和3年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会 第1日

令和3年2月15日（月曜日）

## 議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第1号から議案第7号の上程、提案趣旨説明
- 6 一般質問
- 7 議案第1号の質疑、討論、採決
- 8 議案第2号の質疑、討論、採決
- 9 議案第3号の質疑、討論、採決
- 10 議案第4号の質疑、討論、採決
- 11 議案第5号の質疑、討論、採決
- 12 議案第6号の質疑、討論、採決
- 13 議案第7号の質疑、討論、採決
- 14 管理者のあいさつ
- 15 閉 会

○出席議員 15名

1番	市ノ川 徳 宏	議員	2番	諏 訪 三津枝	議員
3番	坂 本 国 広	議員	4番	山 中 敏 正	議員
5番	岡 野 千枝子	議員	6番	村 田 裕 子	議員
7番	岡 村 有 正	議員	8番	潮 田 幸 子	議員
9番	織 田 京 子	議員	10番	秋 谷 修	議員
11番	菅 野 博 子	議員	12番	保 坂 輝 雄	議員
13番	新 島 光 明	議員	14番	日 高 英 城	議員
15番	諏 訪 善一良	議員			

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管 理 者	原 口 和 久
副 管 理 者	小 野 克 典
副 管 理 者	三 宮 幸 雄
会 計 管 理 者	大 塚 泰 史
参 事	春 山 一 雄
消 防 長	新 井 正
本 部 次 長	黒 沼 浩 二
本 部 次 長	黒 沢 高 志
鴻 巣 消 防 署 長	佐 藤 浩 一
桶 川 消 防 署 長	石 川 岩 文
北 本 消 防 署 長	金 子 誠
消 防 総 務 課 長	千 村 茂
予 防 課 長	卯 月 光 弘
警 防 課 長	森 正 幸
救 急 課 長	岡 田 正 夫
指 令 課 長	小 林 正 士
事 務 局 長 兼 総 務 課 長	田 中 啓 文

○本会議に出席した事務局職員

書 記	島 田 英 樹	書 記	新 井 健 司
書 記	千 葉 昌 子	書 記	柳 澤 宏

(開会 午前 9時03分)

### ◎ 開 会 の 宣 告

日高英城議長 ただいまから令和3年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を開会いたします。  
出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

### ◎ 開 議 の 宣 告

日高英城議長 これより本日の会議を開きます。

### ◎ 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日高英城議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。  
5番、岡野千枝子議員、9番、織田京子議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

### ◎ 会 期 の 決 定

日高英城議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、2月15日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

日高英城議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、会期は2月15日の1日間と決定いたしました。

### ◎ 議 事 日 程 の 報 告

日高英城議長 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。ご了承願います。

### ◎ 諸 般 の 報 告



**日高英城議長** 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案の説明のため管理者並びに関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和2年度9月分、10月分及び11月分の例月出納検査結果報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、本定例会に提案のありました事件につきまして、書記をして報告させます。

島田書記。

〔書記朗読〕

**日高英城議長** ただいま報告の議案は、印刷し、お手元に配布してありますので、ご了承願います。

## ◎ 行 政 報 告

**日高英城議長** 日程第4、行政報告を行います。

春山参事から行政報告を求めます。

春山参事。

〔春山一雄参事登壇〕

**春山一雄参事** おはようございます。それでは、令和2年11月議会定例会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、桶川西分署配備の水槽付消防ポンプ自動車につきましては、3月上旬に納車予定であり、操縦訓練などを実施し、3月中旬から運用を開始する予定となっております。

次に、北本東分署の高規格救急自動車につきましては、今月18日に納車予定であり、資器材取扱訓練や操縦訓練を実施し、2月28日から運用を開始する予定となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送状況についてでございますが、令和3年2月11日現在、当消防本部で救急搬送した事案は、管内住民が30名及び管外住民が11名の合計41名となっており、11月定例会の報告から34名の増加となっております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございますが、救急隊員等は、医療従事者と同様に優先的に接種することが示されましたので、ご報告いたします。今後、鴻巣市新型コロナウイルスワクチン接種推進チームと調整し、順次接種する予定となっております。

次に、令和2年度消防職員採用試験についてご報告いたします。第1次試験は、昨年9月20日、日曜日に上級・中級・初級試験を、それぞれ教養試験、論文試験及び消防適性検査の内容で実施し、35名の受験者の中から18名を合格といたしました。その後、第2次試験といたしまして、10月22日木曜日に個人面接、集団討議、共同作業、体力検査及び身体検査を行い、9名を採用候補者名簿に登載いたしました。なお、採用予定者の内訳は、上級3名、中級1名、初級5名となっており、採

用は本年4月1日の予定でございます。

続きまして、県央みずほ斎場についてご報告申し上げます。令和2年4月1日から本年1月31日までの10か月間の利用状況についてでございますが、火葬件数は2,312件でございます。前年度の同期と比較して197件の増加となり、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は約9.1件ございました。また、葬儀、告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場及び第2式場を合わせて473件で、前年度の同期と比較して9件の減少となっており、1日当たりの利用件数は約1.9件ございました。なお、小動物の火葬件数につきましては、お手元に資料を配布させていただきましたので、御覧いただきたいと思います。

以上、誠に簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

### ◎ 議案第1号～議案第7号の上程、説明

**日高英城議長** 続きまして、日程第5、議案第1号から議案第7号までの7件を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

**原口和久管理者** おはようございます。本日ここに、令和3年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも極めてご多用の中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

初めに、一昨日、夜11時過ぎでございますけれども、宮城県、福島県を中心に大変大きな、震度6強という地震が発生しました。負傷者が、今150人くらいおられるということでございます。幸い死者はいないということで、大変安堵しておるところでございます。負傷された方、あるいは様々な災害に遭われた方に対しまして、心よりお見舞いを申し上げたい、そのように思っております。

それでは、議案の趣旨をご説明する前に、組合業務の令和3年度における施策の基本方針並びに当初予算案の大綱につきまして申し上げます。

ご案内のとおり、当組合が埼玉県央広域事務組合として発足してから、間もなく26年目を迎えようとしております。この間、皆様方のご協力によりまして消防業務及び斎場業務とも、順調に運営されているところでございます。

さて、我が国経済の先行きにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じる中で、持ち直しの動きが期待されておりますが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりや、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとされています。

令和2年度当初の地方財政は、消費税率引上げに伴う地方消費税の増加等により地方税収入の増

加が見込まれていたものの、社会保障関係費の増加により、財源不足は4.5兆円、地方財政の借入金残高は、令和2年度末で189兆円になる見込みとなっております。さらに、新型コロナウイルスの影響で地域経済が低迷しており、各地方自治体の税収は大幅に落ち込むとともに、新型コロナ対策に対応しながらの難しい財政運営が求められております。このような状況の中で、各組合市からの負担金を中心に運営している当組合におきましても、規律ある行財政運営に向けて、一層の適正化、効率化が求められているところであります。

当組合では、地方交付税に係る消防費の基準財政需要額を考慮し、地方債や消防施設整備基金を有効活用するなど財源の確保を図り、住民の皆さんのご期待に最大限応えるべく、消防・救急・救助体制の充実強化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。また、斎場につきましても、良好な状態で施設をご利用いただけるよう運営に万全を期してまいる所存でございますので、一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

続きまして、組合事業ごとに基本方針を申し上げます。

初めに、消防事業でございますが、昨年は1月に新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認されてから、4月に緊急事態宣言が発令され、様々な生活の変化に対応する必要が生じました。その後、一旦は感染者の減少が見られましたが、昨年末より再び感染者が増加し、先月には2回目の緊急事態宣言が発令されました。

消防機関は、住民の安全安心を確保するため、様々な災害に対応するよう備えておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症については、これまでに経験のない状況であり、感染防止のための適切な対応が必要となりました。

一方、自然災害では、昨年7月に梅雨前線の影響により熊本県を中心とした豪雨で犠牲者が出るなど、大きな被害が発生しております。また、昨年12月から先月にかけては、記録的な大雪により、北陸自動車道などでは車両の立ち往生などの災害が発生しました。

このような感染症や自然災害に対して、消防力を最大限に発揮し、組合市との連携を強化するとともに、地域事情に精通する消防団と一体となって、あらゆる災害に立ち向かわなければならないと考えております。

令和3年度においては、第5次消防力等整備計画に基づき、効果的かつ重点的な施設、設備の整備を行い、組織を強化するとともに、職員の感染防止対策や教育訓練に努め、消防組織としての活動の質を高めてまいります。また、令和3年度は第5次消防力等整備計画の最終年度となることから、過去の検証を行い、さらなる消防力の充実強化を図るため、第6次消防力等整備計画を策定してまいります。

次に、予防事業でございますが、防火安全対策として、住宅火災での人的・物的損害の低減を図るため、火災の早期発見・早期対応として住宅用火災警報器の普及と更新などを継続的に推進し、組合ホームページなどによる防火広報を積極的に活用するとともに、関係機関と協力して、組合市

の各地域に防火思想の普及を図るよう積極的に取り組んでまいります。また、各事業所に対しては、立入検査の実施などにより、消防用設備等の設置維持管理及び災害発生時の対応など防火管理体制を総合的に指導し、火災発生を防止する措置を講じてまいります。

次に、救急救助事業でございますが、近年、多種多様化する災害や大規模災害に対応するため、救助技術の充実強化を図るとともに、救急救命士の計画的な養成、救命処置高度化に対応する隊員の育成や医療機関との連携体制の充実を図ります。また、救急事業においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に対して適切に対応するため、救急隊員の感染防止対策を講じるとともに感染防止に係る資器材の確保に努めてまいります。

次に、県央みずほ斎場事業でございますが、住民の期待に応えるため、第4次県央みずほ斎場施設維持管理等計画に基づき、常に荘厳で格調高い品位の下、人生終えんの場にふさわしい施設環境の維持を図ってまいります。また、令和3年度は第4次斎場施設維持管理等計画の最終年度となることから、第5次県央みずほ斎場施設維持管理等計画を策定し、さらなる利用者サービスの向上に努めてまいります。

続きまして、令和3年度予算（案）の大綱につきまして申し上げます。

消防に関してでございますが、平成29年2月に策定した平成29年度から令和3年度までの第5次消防力等整備計画の最終年度となりますが、この計画に沿って着実に消防力の充実強化を図ってまいります。

施設・設備につきましては、埼玉県央広域事務組合公共施設等総合管理計画に基づき、消防庁舎の長寿化推進を図るとともに、職員の衛生環境を改善し、消防力を強化するため、川里分署トイレ及び浴室等改修工事をはじめ、鴻巣西分署浴室等改修工事、吹上分署事務室等修繕、鴻巣西分署非常用自家発電装置交換修繕、桶川消防署屋上防水修繕などを実施し、消防施設・設備の機能維持管理に努めてまいります。

なお、令和3年度より消防施設整備基金を2,000万円増額し、5,000万円を積み立てることとし、今後の庁舎改修などの財源として活用いたします。

消防車両については、第5次消防力等整備計画に基づき、吹上分署の水槽付消防ポンプ自動車、天神分署の高規格救急自動車及び広報車をそれぞれ更新整備いたします。

また、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、加湿空気清浄機、消毒薬などの感染防止資器材等の更新・増強を行い、消防力の充実強化を図ります。

次に、県央みずほ斎場についてでございますが、令和3年度から斎場予約システムを本稼働するとともに、待合室の和室に机及び椅子を購入し、利用者へのサービスの充実を図ります。また、火葬業務に万全を期すため、火葬炉設備の各部分について計画に基づく修繕等を実施するとともに、屋上防水修繕等を実施し、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

続きまして、ただいま上程いたしました議案につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

今回ご提案申しあげました議案は、全部で7件でございます。これより議案番号に従いまして、ご説明申し上げます。

最初に、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

本案は、鴻巣市の12月議会定例会において11月30日に鴻巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が議決されたことを受けまして、鴻巣市と同様に、人事院勧告に基づく期末手当の引下げの内容で、本条例の一部改正を同日に専決処分いたしましたので、承認を求めるものでございます。

次に、議案第2号 埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限を拡大するとともに、火災予防上必要な措置の見直しを行うものでございます。

次に、議案第3号 工事請負変更契約の締結について（北本消防署庁舎大規模改修工事「建築」）でございます。

本案は、昨年5月の臨時会において議決をいただいた後、工事を進めておりましたが、庁舎の内壁及び外壁の劣化に伴うクラック、浮き等の補修工事の追加、南側庁舎オーバースライダー（シャッター）3か所の既存取付部の撤去及び新設工事等が必要となったことから、工事請負金額の変更を行うものです。

以上のことから、変更に伴う工事費として当初の請負金額から814万円増額し、変更後の請負金額を1億9,932万円とするもので、工事請負変更仮契約を1月25日に締結しております。

次に、議案第4号 令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、令和2年度一般会計における第3回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,901万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,471万7,000円とするものでございます。

内容といたしましては、事業の確定等による過不足の調整をするものでございます。

次に、議案第5号 令和2年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、令和2年度斎場特別会計における第2回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ745万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,659万8,000円とするものでございます。

内容といたしましては、斎場使用料の減少や事業の確定などによる過不足の調整を行うものでござ

ございます。

次に、議案第6号 令和3年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算についてでございます。

本案は、施策の基本方針並びに予算案の大綱によりまして予算を編成したもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,488万8,000円とするものでございます。

次に、議案第7号 令和3年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算についてでございます。

本案につきましては、一般会計と同様、施策の基本方針並びに予算案の大綱によりまして予算を編成したもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億650万2,000円とするものでございます。

以上が今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては担当から説明をさせます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**日高英城議長** 次に、議案第1号から議案第7号の細部説明を求めます。

田中事務局長兼総務課長。

〔田中啓文事務局長兼総務課長登壇〕

**田中啓文事務局長兼総務課長** それでは、議案第1号から議案第7号までの議案につきまして、細部説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

本案は、昨年11月定例会で議決いただきました埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例と同様に、第1条で、期末手当について、再任用職員以外の職員の年間の支給月数を0.05月分引き下げ、12月期の支給を100分の125とし、期末・勤勉手当を年間4.45月分とするものでございます。

第2条につきましては、令和3年度以降の期末手当の支給月数を6月期及び12月期で同一の割合とするものでございます。

続きまして、議案第2号 埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案と併せ、議案第2号資料の新旧対照表を御覧ください。初めに、第11条の2第1項につきましては、急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大し、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準の細目の改正でございます。

次に、第44条につきましては、火を使用する設備等の設置の届出対象設備として、全出力50キロワットを超える急速充電設備を加える改正及び文言の整理を行う改正でございます。

第8条の3の改正につきましては、第44条の改正に伴い、号を改めるものでございます。

次に、附則でございますが、省令に併せて本年4月1日に施行とし、この条例の施行前に設置ま

たは設置工事がされているものについては、従前の例によることとしたものでございます。

続きまして、議案第3号 工事請負変更契約の締結について（北本消防署庁舎大規模改修工事「建築」）につきましてご説明申し上げます。

変更内容概要書を御覧ください。主な変更内容といたしまして、1点目は内壁及び外壁の補修箇所の追加でございます。これにつきましては、本契約後、全ての内壁及び外壁を打音検査等により詳細に調査したところ、設計時には確認できなかった壁面及びタイル面のクラック、浮き、欠損部等が多く確認されたことによる補修工事の追加となります。

2点目として、南側庁舎オーバースライダーシャッターの既存の取付部の撤去及び新設工事の追加でございます。当初の設計では、南側庁舎のオーバースライダーシャッターは、既存の取付部を再利用して設置する予定でしたが、既存のコンクリート及び鉄骨等を詳細に調査した結果、経年劣化が著しく、強度不足を指摘されたことから、既存鉄骨等を撤去し、新たに取付部を新設したものでございます。また、その他の工事の追加等も発生したことから、工事の請負金額を増額しようとするものです。

なお、この工事の変更契約に合わせて契約している電気設備を4,059万円から24万2,000円減額して4,034万8,000円に、機械設備を4,175万4,900円から458万8,100円を増額して4,634万3,000円に、それぞれ変更契約の締結を予定しております。

続きまして、議案第4号 令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

11ページ上段を御覧ください。歳入でございます。4款1項1目1節消防費県補助金、警防課、東京オリンピック消防・救急体制整備費補助金36万3,000円は、事業の確定による増額でございます。

7款2項1目1節斎場特別会計繰入金、総務課、201万6,000円は、斎場特別会計の執行残を繰り入れるものでございます。

その下、10款1項1目1節消防債、消防総務課は、川里分署の非常用自家発電装置整備事業債を170万円増額し、北本消防署庁舎大規模改修整備事業債を1,810万円減額するものでございます。

13ページの上段を御願います。歳出でございます。1款1項1目議会費、総務課、8節旅費90万円及び13節使用料及び賃借料34万5,000円は、組合議会議員研修視察の中止によるものでございます。

続きまして、2款1項1目一般管理費、総務課、24節積立金、財政調整基金積立金1億84万7,000円は、今回の一般会計及び斎場特別会計分の剰余見込額を積み立てるものでございます。これにより、財政調整基金の残高は2億6,639万2,749円となる見込みですが、そのうち1億4,910万6,000円は、令和3年度の当初予算で繰り入れる予定となっております。

続きまして、15ページ中段を御覧ください。3款1項1目常備消防費、消防総務課、人件費7,938万6,000円は、期末手当の減額分と執行残による減額分等でございます。

続きまして、15ページから19ページの消防総務課から北本消防署管理指導課までの職員研修事業等に係る8節旅費125万3,000円及び18節負担金、補助及び交付金397万2,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う研修等の中止によるものでございます。

続きまして、19ページ下段を御覧願います。2目12節委託料652万9,000円及び14節工事請負費1,640万5,000円は、消防総務課、消防用建物等整備事業、川里分署非常用自家発電装置交換修繕等工事、鴻巣消防署管理指導課、消防用建物等整備事業、吹上分署トイレ及び浴室改修工事、北本消防署管理指導課、北本消防署庁舎大規模改修事業の確定により、不用見込額を減額するものでございます。

続きまして、議案第5号 令和2年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

11ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目1節斎場使用料745万円は、霊安室及び式場等の斎場施設利用件数の減少に伴うものでございます。

13ページをお開きください。歳出でございます。1款1項1目斎場運営費、総務課、斎場運営事業、10節需用費、燃料費946万6,000円は、灯油単価が下がったことによる減額分でございます。

27節繰出金201万6,000円は、先ほど説明させていただきました斎場使用料の減額分と燃料費等の執行残を調整し、一般会計に繰り出すものでございます。

その2つ下、斎場施設整備基金積立金の24節積立金420万円は、施設・設備の大規模改修に係る財源として基金に積み立てるものでございます。

以上で議案第5号の細部説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第6号 令和3年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の第1条につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億1,488万8,000円と定めるものでございます。

4ページをお開きください。第2表、地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、地方債の限度額や起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。消防車両整備事業は、吹上分署の水槽付消防ポンプ自動車及び天神分署の高規格救急自動車を更新するもので、下段の非常用自家発電装置整備事業は、鴻巣西分署の設備を更新するものでございます。

11ページの上段を御覧ください。歳入でございます。1款1項1目1節、総務課、組合市負担金は33億8,315万1,000円であり、対前年度比3,365万4,000円の減額となっております。この負担金は、共通経費、消防経費、斎場経費から成っており、共通経費は消防と斎場業務に共通する議会費、一般管理費、情報管理費、監査委員費、公平委員会費に係る運営経費であり、その2分の1を消防経費と斎場経費に加算し、それぞれの負担率により各組合市から負担いただくものでございます。

別冊の予算参考資料の36ページを御覧ください。消防経費の各組合市からの負担割合の算出方法



につきましては、前年度となる令和2年度の普通交付税に係る消防事務に要する基準財政需要額の割合により、また斎場経費の負担割合は、前年となる令和2年10月1日現在の住民基本台帳登録人口の割合により負担いただくものでございます。

予算書に戻りまして、13ページの下段を御覧ください。7款1項1目1節、総務課、財政調整基金繰入金1億4,910万6,000円は、一般会計分1億3,202万1,000円、斎場特別会計分1,708万5,000円を基金から繰り入れるものでございます。

予算書の17ページ上段と併せて、別冊の予算参考資料の7ページ上段を御覧ください。歳出でございます。1款1項1目議会費、総務課、議会運営事業734万1,000円は、議員報酬などの議会運営経費でございます。

予算書の25ページ中段と予算参考資料の13ページの下段を御覧ください。3款1項1目常備消防費、消防総務課、人件費の2節給料から18節負担金、補助及び交付金までの総額は28億3,687万7,000円となり、常備消防費の約91.2%を占めるものでございます。

予算書の29ページ上段と予算参考資料の17ページの下段を御覧ください。24節積立金は、署所の大規模改修等に備えるため、消防施設整備基金として前年度より2,000万円増額し、5,000万円を積み立てるものでございます。

続きまして、予算書の29ページ下段と予算参考資料の19ページ中段を御覧ください。指令課、通信指令事業の10節需用費、修繕料のうち223万7,000円は、気象観測装置オーバーホール及び気象庁再検定費等に係るものでございます。

続きまして、予算書の33ページ中段と予算参考資料の21ページ下段を御覧ください。救急課、救急活動事業の10節需用費、医薬材料費1,147万2,000円は、新型コロナウイルス感染防止対策を含む救急活動用資機材でございます。

続きまして、予算書の41ページ中段と予算参考資料の29ページ中段を御覧ください。2目消防施設費でございます。警防課、消防自動車等整備事業の17節備品購入費6,012万4,000円は、吹上分署に更新配備する水槽付消防ポンプ自動車5,555万円のほか天神分署の広報車等に係るものでございます。

その下、救急課、消防自動車等整備事業の17節備品購入費3,045万4,000円は、天神分署に更新配備する高規格救急自動車に係るものでございます。

その下、鴻巣消防署管理指導課、消防用建物等整備事業の12節委託料415万8,000円及び14節工事請負費4,234万2,000円は、川里分署トイレ及び浴室改修工事及び鴻巣西分署浴室等改修工事に係るものでございます。

続きまして、予算書の43ページ下段と予算参考資料の31ページ中段を御覧ください。5款公債費、1項1目元金、消防総務課の元金償還事業1億3,452万6,000円と2目利子、利子償還事業のうち296万2,000円は、平成23年度から令和2年度までの消防債借入れ分の償還金でございます。

以上で議案第6号の細部説明を終わります。

次に、議案第7号 令和3年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の第1条ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億650万2,000円と定めるものでございます。

9ページ上段を御覧ください。初めに、歳入でございます。1款1項1目1節斎場使用料8,284万7,000円は、火葬室使用料2,327件分、霊安室使用料402日分、待合室使用料1,699件分、式場使用料540件分、小動物火葬炉使用料1,411件分でございます。

予算書の13ページ上段と予算参考資料の35ページ上段を御覧ください。歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。1款1項1目斎場運営費、総務課、斎場運営事業の10節需用費は、火葬炉等の燃料費である灯油の購入費2,217万6,000円及び昨年10月に電力会社を変更し、指定管理者の負担から組合の負担としたことによる電気料1,500万円でございます。

12節委託料は樹木・芝生等管理委託料70万円及び県央みずほ斎場の指定管理料8,918万9,000円でございます。

13節使用料及び賃借料は、4月より本運用いたします斎場予約システム借上料187万2,000円でございます。

続きまして、斎場施設整備基金積立金は、県央みずほ斎場の大規模改修に備えて、定期預金利子を加えた3,004万4,000円を計上するものでございます。

以上で議案第1号から議案第7号までの細部説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**日高英城議長** 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時52分)



(開議 午前11時40分)

**日高英城議長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

## ◎ 一 般 質 問

**日高英城議長** 日程第6、これより一般質問を行います。

通告順序によりまして、順次質問を許します。

初めに、11番、菅野博子議員の質問を許します。

菅野博子議員。

[11番 菅野博子議員登壇]

11番 菅野博子議員 菅野博子でございます。通告順に一般質問を行います。

1、新型コロナウイルス感染者の搬送の実態について。新型コロナウイルス感染症の拡大により救急自動車の不足を補い、保健所からの依頼による陽性確定者または疑い者を搬送するために感染者専用の救急自動車の整備がされたとしています。この間の稼働の実態と搬送される市民の声を問います。

また、新型コロナの特徴は、無症状感染者が知らずに感染を広げるところにある。これらの対応がどう図られるのか、お伺いいたします。

2、新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の対応について。(1)、現在、新型コロナウイルスにより亡くなった方の火葬は午後5時以降となっているが、今後増加した場合の対応についてお伺いをいたします。コロナ感染症で亡くなった方の火葬時間を、感染拡大防止の観点から原則午後5時以降にするとしている。これは民間の指定管理だから言えることではないのか。当初組合直営でやっていたものを民間委託にしたわけです。ご遺体は医療機関等において非透過性の納体袋に収納し、密封したまま納棺し、火葬するとしています。他の斎場利用者との接触を避けるためとのことです。納体袋に入れ、密封したまま納棺して火葬しても、感染拡大の可能性があるのでしょうか。もし感染の拡大がないとするなら、せめて顔だけでも見えるようにして、遺族の方に顔が見られるように最後のそれができないかなと、この記事を読んで本当に思ったわけです。もしそのような方法に何らかの形で変えられる方法があるのかも含めて問います。

以上が質問の内容です。

日高英城議長 順次答弁を求めます。

岡田救急課長。

〔岡田正夫救急課長登壇〕

岡田正夫救急課長 件名1、要旨1についてお答えいたします。当消防本部における新型コロナウイルス感染者の搬送の実態について、歳出の搬送から最近の感染拡大期まででは、初めての搬送となった令和2年3月から11月までの9か月間で9件、管内の感染者が増加してきた12月から令和3年1月までの2か月間で26件、合計35件となっております。

次に、通報区分ごとに分けると、1つ目として、感染症患者の搬送は保健所の業務となっておりますが、医療機関その他の場所に迅速に搬送する手段がない場合で、保健所から消防本部に協力要請があったものが13件、2つ目として、病院からの依頼による転院搬送が14件、3つ目として、管内住民からの119番通報により救急出動し、医療機関へ搬送後に陽性と判明したものが8件となっております。

また、救急隊員の負担軽減のため、消防本部の事務職員で平日の8時30分から17時15分までの間に運用する新型コロナウイルス感染症等対策用救急自動車の搬送実績は5件となっております。

今後も感染者の救急搬送には、感染防止対策を徹底して救急要請に対応してまいります。

以上でございます。

**日高英城議長** 田中事務局長兼総務課長。

〔田中啓文事務局長兼総務課長登壇〕

**田中啓文事務局長兼総務課長** 件名2、要旨1についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方を火葬する場合の対応についてでございますが、厚生労働省からの通知に基づき、指定管理者と協議の上、予約、受入れ、火葬、収骨、消毒等の要領や受入れから収骨までの動線等、受入れに関する実施計画書を作成して対応しております。また、葬祭業者や葬家の皆様には、濃厚接触者、体調不良者または発熱のある方の来場自粛と最少人数での来場をお願いし、ご遺体につきましては、医療機関において非透過性の納体袋に収納、密封した状態で納棺されたものを受け入れております。火葬時間につきましては、斎場利用者との接触を避けるため、原則として午後5時からしております。

今後、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方が増加した場合の対応につきましては、火葬や式場の予約状況により斎場利用者との接触が避けられる場合は、ほかの時間帯での対応などについて、指定管理者と協議してまいりたいと考えております。

当組合といたしましては、今後も引き続き指定管理者と調整し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図りながら、適切な斎場運営に努めてまいります。

以上でございます。

**日高英城議長** 菅野博子議員。

**11番 菅野博子議員** かかった方が、先ほどの答弁で言うと、11月まで9件、12月、26件、3月から12月まで36件、これは数字、入っていませんね。これは違うか。11月が9件、12月、26件、そして100件近くが……

〔「合計で36件」と言う人あり〕

**11番 菅野博子議員** 合計で36件。分かりました。3月から12月まで36件ということでしたけれども、そうすると、救急車が足りなくてどうにもならないという状態ではなく、対応できているということだと思います。

それから、納体袋に入れて密封して納棺して火葬していると言っているわけですが、先ほど壇上でも述べさせていただきましたが、そうすると遺族の方は全然会わない状態でご遺体になってくるわけです。普通なら納棺したり送るわけですが、そういうことができないで、最後、多分骨になって出てくるという状況なのだと思うのですけれども、密封してあれば、こういう状態でも、そばに人が寄ると感染するという状態なのではないでしょうか。だから、会わない状態で火葬することなのではないでしょうか。もし、例えば顔の一部だけでも見える状態にして、ちゃんとご遺族が、お子さんが亡くなったり、ご主人が亡くなったりとかという場合もあるわけですから、そういう葬式方法にはできないのか、技術上。そこをちょっと最後としてはお聞きしたいのですけれども。

**日高英城議長** 田中事務局長兼総務課長。

**田中啓文事務局長兼総務課長** ただいまのご質問につきまして、納体袋に密封していても感染の可能性があるかどうかということについてお答えいたします。

厚生労働省からのガイドラインでは、遺体が非透過性の納体袋に適切に收容され、かつ適切に管理されていれば、遺体からの感染リスクは極めて低いというふうにされておりますが、納体袋が衝撃やドライアイスなどにより破損等が生じて体液の漏出などがある場合には感染の可能性もあるということで、注意する必要があるというふうにされております。ですから、非透過性の納体袋のまま火葬するというふうにガイドラインに基づき対応しております。

それと、顔が見えるかということなのですが、納体袋も顔の部分が透明になっている納体袋もあるというふうにお話は聞いておりますので、そのところは顔が見えるかと考えております。

以上でございます。

**日高英城議長** 菅野博子議員。

**11番 菅野博子議員** そうすると、顔だけ見える納体袋があれば、それを使うという方向になりますか、もしかして。袋自体が新品なので、きっちりとやって、そんなことはないよと、いわゆる葬儀関係の方が言えば、そういう方向になることもあるでしょうか。今後のやり方として。

**日高英城議長** 田中事務局長兼総務課長。

**田中啓文事務局長兼総務課長** この納体袋につきましては、医療機関、病院でそれに入れられ、そのままひつぎに入れて、こちらが受け入れるということですので、その納体袋に関しては、医療機関のほうで顔が見える納体袋にするかどうかについては、医療機関と県のことでございますので、うちのほうは受け入れるということでございます。

以上でございます。

**日高英城議長** 以上で11番、菅野博子議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時54分)



(開議 午後 1時00分)

**日高英城議長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、13番、新島光明議員の質問を許します。

新島光明議員。

[13番 新島光明議員登壇]

**13番 新島光明議員** 改めまして、こんにちは。議席番号13番の新島でございます。午後の1番目ということで、ちょっとおなかがいっぱいなので、なかなかしゃべれないかなと思うのですが、その点はよろしく願います。

本日、件名は大きな項目では1つです。コロナ感染拡大期における救急搬送の現況について伺うものです。実は私自身も、数年前になりますけれども、救急搬送をしていただきました。それだけではなくて、身内もこの10年間の中で複数回搬送していただいたような記憶もあるのですけれども、実は今回のコロナ禍の中でも先日搬送していただきました。結果的に言うと、コロナではなかったのですけれども、その経験からしましてお話をさせていただくと、救急車が到着した時点で、本人もそうだと思いますけれども、ご家族も、ある意味でほっとするのです。搬送先が決まり、救急車が病院に向かう時点で、特に家族なんかは一緒に乗れませんから、これで何とか、あとは搬送先の先生、お医者さんにお任せするしかないなという気持ちで、そこで安心した思いを思い出すのですけれども、そういう意味からすると、このことを思い出すたびに市民の命を守るために必死になって搬送先を調整されている救急隊員の皆さんへの感謝と救急体制の大切さを改めて思い起こさせていただいているところでございます。

ところで、先日、これは新聞、ニュースでもそうなのですけれども、総務省消防庁が全国大都市圏の52の消防機関を対象に救急搬送困難事例調査を行ったとの報道がありました。ご案内のように救急搬送困難事例とは、医療機関への受入れ依頼に対し、3回以上断られるとともに、現場滞在時間が30分以上かかるケースとお聞きしているところなのですけれども、新型コロナウイルス感染の急拡大の中で病床が逼迫し、受入れがなかなか決まらない、そういうケースが急増しているということも報道されているところです。

あわせて、実はこの管内の中でも、第二次救急指定病院で入院患者及び病院関係職員に感染が多数拡大、発生した結果、当該救急指定病院に救急搬送ができなくなったという情報も、実はこの管内の中ではありません。

そういう意味で、要旨1として、県央消防管内での救急搬送困難事例の状況について、1年前と比較して、1月なり、この直近でも構わないのですけれども、コロナが拡大される以前との比較を改めて、数字上、含めて教えていただければなというふうに思います。

次に、要旨2としまして、救急隊員の肉体的、精神的状況と隊員の健康管理の観点から、負担の軽減に向けた対策についてお伺いをするものです。救急隊員の皆さんには、日夜、業務上の使命の下で、通常の場合でも市民の命を守るために一刻も早く病院到着を目指しながら、あわせて交通事故にも遭遇させないように全神経を使いながら搬送されていることと思います。今日のコロナ禍の中では、さらに自らがコロナに感染しないようにという点で注意も払っていらっしゃる。そうしながら業務というものをやっているわけですから、さらに肉体的、精神的にも大変厳しい状況の下で業務を遂行されていると推察しております。そこで、これら隊員の健康管理と負担軽減に向けた日常の対策がどう取られているのか、その対策をお伺いします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

日高英城議長 順次答弁を求めます。

岡田救急課長。

〔岡田正夫救急課長登壇〕

**岡田正夫救急課長** 件名 1、要旨 1、2 についてお答えいたします。

初めに、要旨 1 についてお答えいたします。報道されている救急搬送困難事例とは、総務省消防庁の新型コロナウイルス感染症に伴う救急困難事案に係る状況調査により、医療機関への照会件数 4 回以上かつ現場滞在時間 30 分以上とされたものであり、当消防本部では埼玉県からの照会による同様の調査を実施しております。

救急搬送困難事例の状況をお答えする前に、令和 2 年の当消防本部の救急出動件数は、令和元年と比較して 1,310 件減少し、マイナス 10.7% となっております。次に、令和 2 年 12 月から令和 3 年 1 月までの 2 か月間を昨今の新型コロナウイルス感染拡大時期と捉え比較しますと、26 件の増加となり、プラス 37.1% となっております。

令和 2 年 12 月から令和 3 年 1 月までの搬送困難事例の件数が増加した要因といたしましては、医療機関が新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、高齢者の発熱や風邪症状のある傷病者を新型コロナウイルスと疑い、受入れを断っていることなどが挙げられます。

なお、全救急出動のうち、照会件数 3 回以内が約 80% で、昨年比マイナス 1% にとどまっていること並びに搬送困難事案の搬送先医療機関は、管内及び近隣などの医療機関に収容していることから、現在のところは救急要請に対応できていると認識しております。

次に、要旨 2 についてお答えいたします。当消防本部では、国の感染防止対策マニュアルに基づき、救急隊員は感染症対策を理解した上で、全ての救急出動で感染防止対策を行い、最善の注意を払って業務に当たっているところです。

次に、負担の軽減に向けた対策としては、1 つ目として、緊急事態宣言の発令を受け、休暇等の取得奨励を行い、隊員一人一人の勤務日数を減らし、疲労回復に努めております。

2 つ目として、保健所等からの新型コロナウイルス感染症陽性者の緊急要請に対して、消防本部の事務職員が、平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間、新型コロナウイルス感染症等対策用救急自動車の運用しております。

3 つ目として、埼玉県が救急医療情報システム上に掲載している新型コロナ疑い空床状況について、救急車に積載しているタブレット端末を使用し、受入れ医療機関を検索することで、救急隊員は医療機関の選定によるストレスの軽減を図っております。

また、健康管理の観点から、新型コロナウイルス感染症陽性者の救急搬送に携わった職員は、健康管理チェックシートに基づき、健康観察を 14 日間実施し、日々の体調変化について早期に把握できるように対応しております。今後もこれらの対策を継続し、救急隊員の負担の軽減に努めてまいります。

以上でございます。

日高英城議長 新島光明議員。

13番 新島光明議員 ご答弁、誠にありがとうございました。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。救急については、管内については一応対応ができてきているということのご答弁がありましたので、私自身もほっとしているところですが、ちょっと気になったのが何点かあって、一般救急を含めてだというふうに理解するのですが、令和元年と令和2年を比較すると、出動件数が1,310件ほど減少しているというお話がありました。その辺の背景、コロナ禍の中で関わりがあるのかどうなのか、1,310件減っているというのは、年によって波があるのが、たまたまそういうことなのかどうなのか含めて教えていただければありがたいなというふうに思うのが1点です。

今回、困難ケース、困難事例については26件ほど増えている、増加しているというお話がありましたけれども、先ほども話があった、それでも対応できているという話がありました。しかし、それでも何回か断られて、遠方まで搬送しなければならない、そういう事例がもしありましたならば、その断られた回数と医療機関到達までの時間がもし分かりましたら教えていただければありがたいなと思います。

3点目として、現在コロナが、幸いというか、下火傾向にあるというふうに思うのですが、ただ、医療機関の逼迫度についてはまだまだ気を許すわけにはいかないという報道も聞いているのですが、救急現場として、現在搬送が何とか対応できるという状況が、今の感染状況の下降傾向であれば今後も、安心とは、はっきり断言はできないかもしれないけれども、それほど心配するものではないというご判断なのかどうなのか、その辺、教えていただければというふうに思います。

次に、救急隊員の負担軽減の関係で1点だけちょっとお聞きしたいのですが、コロナ禍の救急搬送も1年がたとうとしておりますけれども、実際、この間、体調不良を訴える職員さんが発生したのかどうなのか。それはコロナであるかどうかは別に関係ありません。いわゆる精神的に非常にづらい部分、耐えられない部分があると思うのです。そういう事例が職員さんの中に発生したことがあるのかどうなのか、教えていただければというふうに思います。

以上です。

日高英城議長 岡田救急課長。

岡田正夫救急課長 新島議員の再質問についてお答えいたします。

出動件数の減少についてなのですが、平成30年、令和元年などは増加傾向で来ておりまして、令和2年が減少となっております。この1年に私どもで、コロナとも言えないのですが、全国的に新聞報道でされているように、出動件数の減少、また近隣消防のほうにも尋ねたところ、どこの消防本部も出動件数が減少しておりますという回答でしたので、コロナの影響が考えられることはあるかなと思います。



次ですけれども、問合せ回数について、照会件数が最も多かったものというのは、13回というの  
がありまして、そちらは高齢者の発熱によるものでございまして、これは近隣の医療機関に搬送さ  
れております。遠方には行っておりませんということです。

以上でございます。

**日高英城議長** 黒沼本部次長。

**黒沼浩二本部次長** 搬送困難事例の状況では、今後どうなるか、心配は要らないのかというご質問に  
ついてでございますが、現下の緊急事態宣言の中でコロナの陽性者の数も減ってきている現況を鑑  
みますと、特に心配する状況ではないというふうに考えているところでございます。

それから、体調不良者が救急隊員のほうにいたのかというご質問についてでございますけれども、  
こちらについては、そういう職員はおりませんでしたので、ご安心いただきたいと存じます。

以上でございます。

**日高英城議長** 以上で13番、新島光明議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時17分)



(開議 午後 1時17分)

**日高英城議長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、8番、潮田幸子議員の質問を許します。

潮田幸子議員。

[8番 潮田幸子議員登壇]

**8番 潮田幸子議員** 議席番号8番、潮田幸子でございます。議長よりお許しをいただきましたので、  
通告に従い一般質問させていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症で亡くなりました皆様に心からご冥福をお祈りいたします。  
また、今も闘病中の皆様にお見舞いを申し上げますとともに一日も早い回復を祈っております。

それでは、質問に入ります。大きな1番、件名1、新型コロナウイルス感染症に関する救急搬送  
等の現在の状況について。これにつきましては、お二人の前の質問にも重なる部分がありますけれ  
ども、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大から1年が過ぎました。人類にとって未曾有の見えない敵との闘  
いにより、消防活動においても、また救急隊をはじめ感染防止の徹底など様々な対応が求められ、  
2回目の緊急事態宣言、さらなる延長など、1年前には想像もできなかった経済の動き、また不自  
由な生活を余儀なくされている日常でございます。本年1月15日、令和2年版の「消防白書」が公  
表されました。大規模災害への対応に加え、新型コロナウイルス感染症対策が取り上げられており  
ます。そこで、当管内における取組はどのようなものであるのか、以下4点伺います。

要旨1、感染防止資器材の確保、提供等についてであります。救急現場における感染防止対策については、消防長から、消防機関に対して、マスク、手袋などの感染防止資器材の正しい装着法、救急隊員の健康管理及び救急車の消毒の徹底といった具体的な対応手順の周知徹底を図ってまいりました。緊急消防援助隊設備整備費補助金等はどうのように使ったのか。また、当消防本部における消防資器材の確保、提供状況等を伺いたいと思います。

要旨2、救急搬送困難事案への対応であります。コロナ感染者の移送は、感染防止のための配慮でかなり困難があったと、テレビ等でも報道されておりました。また、発熱や呼吸苦など、新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方の対応についても、感染防止に細心の注意を払った上で、さらに受入れ医療機関の決定に苦慮したケースがあったとも聞いておりますが、当消防本部では救急搬送困難事案はあったのか。どのような状況か、伺います。

要旨3、保健所等関係機関との情報共有、連絡体制についてであります。疾病者を搬送後、搬送した疾病者が都道府県知事が移送を行う感染症患者と判明する場合があります。あらかじめ保健所等と密接な情報共有、連絡体制の構築は大切であります。新型コロナウイルス感染症では、都道府県知事が入院を勧告した患者または入院させた患者の医療機関までの移送は都道府県知事が行う業務で、保健所の管轄であります。保健所等が行う新型コロナウイルス感染症の患者、これは擬似症状の方も含みますけれども、移送については消防機関に協力の要請がある場合もございます。保健所等関係機関との情報共有、連絡体制について伺います。

要旨4、感染症対応に従事した救急隊員への防疫作業手当についてであります。救急隊員にとって、このコロナ禍における救急搬送は、応急処置や心肺蘇生を必要とする場合等、常に感染リスクは非常に高く、極端に緊張を強いられ、精神的にも緊迫感が強いことと思います。地方創生臨時交付金の活用例に、その用途として、感染症対応に従事した救急隊員等への防疫作業等手当等が明記されておりますが、実際の防疫作業手当等はどの程度支給されたのか。数字を含めて伺いたいと思います。

件名2、消防庁発出の救急隊の感染防止対策マニュアルへの本管内での対応についてであります。昨年12月、救急隊の感染防止対策マニュアルが消防庁から発出されました。感染防止対策の基本は、新型コロナウイルス感染症拡大にかかわらず、救急活動時における感染防止対策は今までも万全であったと考えておりますが、疾病者の状態に応じて適切な救急資器材を用いた応急処置等を行うことや疾病者の情報を適切に搬送先機関へ伝達することが求められるとともに、救急隊員自身が感染しないよう、また感染を拡大させないよう感染防止管理体制の構築が求められております。そこで、救急隊の感染防止対策マニュアルに沿った対応について伺いたいと思います。

要旨1、職員の感染防止対策についてであります。救急隊員だけでなく、全職員の感染防止対策が必要となります。当然ながら手指消毒等については万全を期して行っていると考えておりますが、2月下旬から新型コロナウイルス感染症ワクチンの医療従事者への優先接種が始まりますが、職員

のワクチン接種はどのようなスケジュールが示されているのか、伺います。

要旨2、感染経路防止策についてであります。自覚症状が発生する約2日前から発生直後にかけて感染のピークを迎えることが報告されております。このことから、誰でも感染している可能性があります。今ここにいる皆の中にも感染している人がいる可能性はあるわけです。救急車の車内は、当然ながら密となります。空気感染防止、飛沫感染防止、接触感染防止について、通常に加え、新型コロナウイルス感染症への対応策はどのように行っているか、伺います。

要旨3、救急車両、リネン、資器材等の取扱いについてであります。当然ながらウイルスは目視では分かりません。救急車両の壁面、床面、高頻度接触面の清掃等、有機物が付着した状態や不十分な洗浄後に消毒や滅菌を行っても十分な効果は得られないため、必ず消毒や滅菌の前に十分な洗浄を行う必要があります。署に戻った後、どのように対応しているのか、伺います。

要旨4、救急搬送に係る対応についてであります。感染症に罹患していることが疑われる疾病者の搬送では、搬送前に医療機関や保健所に情報共有し、必要に応じて指示を受け感染防止対策を行うことや、疾病者及び救急車に同乗する者に対して、症状の有無にかかわらずマスクの着用をお願いするなど、今まで以上に救急搬送には細やかな配慮が必要とされ、救急隊員の尽力には感謝するほかありません。本管内には新型コロナウイルス感染症対応の救急車両もありますが、その出動状況、救急搬送に係る対応について伺います。

**日高英城議長** 順次答弁を求めます。

岡田救急課長。

〔岡田正夫救急課長登壇〕

**岡田正夫救急課長** 件名1、要旨1から要旨4について、順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。感染防止資器材につきましては、平成21年5月に策定した新型インフルエンザ対策業務継続計画を準用し、必要数の確保を行っているところです。感染防止資器材は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当初は不安定な供給状態が続いておりましたが、徐々に安定してまいりましたので、多量には購入できませんが、少しずつ購入し確保しております。また、国や県等から感染防止衣やN95マスク等の感染防止資器材が提供されております。今後も感染状況及び感染防止資器材の供給状況を勘案し、業務継続に必要な感染防止資器材の確保に努めてまいります。

次に、要旨2についてお答えいたします。救急搬送困難事案につきましては、令和2年12月から令和3年1月までの2か月間を昨今の新型コロナウイルス感染拡大時期と捉え、前年同時期と比較しますと26件の増加となり、プラス37.1%となっております。増加した要因といたしましては、医療機関が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、高齢者の発熱や風邪症状のある傷病者を新型コロナウイルスと疑い、受入れを断っていることなどが挙げられます。救急搬送困難事案への対応につきましては、救急隊が新型コロナウイルス感染症を疑った場合には、保健所に連絡して対応

について相談するとともに、埼玉県が導入した救急医療情報システムにより受入れ医療機関を検索しております。

次に、要旨3についてお答えいたします。保健所等関係機関と情報共有、連絡体制につきましては、感染症患者の搬送は保健所の業務となっておりますが、新型コロナウイルス感染症陽性者の搬送について、当消防本部へ協力要請がありました。なお、この要請による新型コロナウイルス感染症陽性者を搬送する場合は、事前に保健所から消防本部へ情報提供される体制となっております。また、傷病者を搬送後に新型コロナウイルス感染症陽性者と判明した場合には、保健所から搬送に携わった消防本部へ情報提供されることとなっております。

自宅待機者の情報については、119番通報入電時に指令課職員が確認を行っており、該当する場合には保健所に連絡し、対応について指示を受けております。なお、救急現場において新型コロナウイルス感染症を疑う場合には、救急隊は保健所に連絡し、対応について相談しております。

次に、要旨4についてお答えいたします。防疫作業手当につきましては、当組合では、埼玉県央広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部が改正され、職員に対して防疫作業手当が支給されております。なお、令和3年1月末日現在の防疫作業手当該当件数は35件で、手当の総額は45万6,000円となっております。

次に、件名2、要旨1から要旨4について、順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。救急隊は、全ての救急事案において、総務省消防庁が発行する救急隊の感染防止対策マニュアルに基づき感染防止対策を実施しております。職員の感染防止対策といたしましては、救急業務に際してリスクの高いB型肝炎等の感染症に対する免疫を獲得しておくことは感染防止策として有効であり、計画的にワクチン接種や血中抗体検査を実施しております。なお、厚生労働省が進める新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種につきましては、医療従事者が優先とされ、救急隊員や消防隊員等が含まれ実施することとなります。

次に、要旨2についてお答えいたします。感染経路防止策につきましては、感染経路は、空気、飛沫、接触の3つとされています。救急隊員は、全ての救急事案において、感染防止衣等の感染防止対策のほかに、医療機関への搬送途上は、傷病者にマスクの着用を促し、救急車内の運転席と患者室をビニールシートで仕切るとともに、救急車の窓を開放の上、換気扇を使用して換気を行っています。

次に、要旨3についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症陽性者や疑い者で使用した資器材の取扱いとして、救急車両の消毒は、ゴーグル、マスク、手袋を装着し、必要に応じて感染防止衣を着用して実施しており、消毒薬は消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用して、使用資器材を含めた車内全体の消毒を実施しております。リネンとして、毛布はビニール袋に密閉し、2週間以上保管した後、洗濯して再利用しております。感染防止衣や手袋等の使い捨ての資器材については、ビニール袋に入れ密閉し、感染症専用の医療廃棄物として適正に処理して

おります。

次に、要旨4についてお答えいたします。救急搬送に係る対応につきましては、通常は署所に配備している救急自動車で運用しておりますが、救急隊員の負担軽減のため、消防本部の事務職員で新型コロナウイルス感染症等対策用救急自動車を平日の8時30分から17時15分までの間に運用しております。その搬送実績は5件となっております。

以上でございます。

**日高英城議長** 潮田幸子議員。

**8番 潮田幸子議員** それでは、件名2のほうでだけ再質問させていただきたいと思います。

要旨1の職員の感染防止対策のところではありますが、救急救命業務、完全にシフトが決まっている体制だと思います。今現在は感染者がいないのだと思うのですが、万一発熱等があった場合の職員体制の対応というのはどのようなになっているのか、まず伺いたいと思います。

あと、要旨3のほうで、救急要請が頻回となる場合も、今後も含めてあるかなと思いますけれども、そのときにはどのような対応をしていくのかということ。

あと、要旨4については、消防本部の事務職員が新型コロナウイルス感染症対応の救急車両を運用するとありましたけれども、この場合の課題はどのようなものがあるのか、伺います。

**日高英城議長** 岡田救急課長。

**岡田正夫救急課長** 再質問についてお答えいたします。

まず、現状で救急搬送で陽性者または疑い者の搬送に携わった救急隊員で休暇等を取得した方はいません。今後につきましては、搬送に対する体調不良が発生した場合は、特別休暇または出勤停止として、医師の診察を受け、医師の診察結果、判断に基づきPCR検査をするか、しないか、実施するかということになります。以前にもお答えしたのですが、業務継続のための計画として、新型コロナウイルス感染症に係る人員確保計画を作成しております。出動車両及び搭乗人員の確保に努め、各所属における消防業務ができるよう計画しております。

次に、救急が増えてきた場合の対応につきましてということですが、現状で管内の救急自動車の待機車両が全くなくなったということは現在ございませんので、現在救急要請には対応できているところでございます。

それと、消防本部事務職員が運用しております新型コロナウイルス感染症等対策用救急自動車についてですけれども、課題についてということなのですが、これにつきましては保管場所が消防本部となっております。各署所から消防本部に車両を取りに来て救急搬送して、消毒をした後に返却に来るとということになりますと、署所の救急隊員の負担につながってしまいます。それと、署所の救急車を使用して新型コロナの搬送を行いますと、通常より入念な消毒が必要となりますので、消毒時間を要することになると、新型コロナの搬送に関しましては、管外の医療機関が多くなることがありまして、搬送時間が長くなります。そこで、消防本部でコロナの専用車を運用する

ことで、管内の救急車、待機車両を維持することができて、管内の救急要請に対応することが可能となっております。24時間365日運用するには専門の人員配置が必要となり、配置が困難であります。以上の理由から、保健所から陽性確定者の搬送要請があった場合に、消防本部の事務職員が8時30分から17時15分までの間に運用しているという状況となっております。

以上でございます。

**日高英城議長** 潮田幸子議員。

**8番 潮田幸子議員** 分かりました。

すみません。再々質問、1点だけ。要旨3のところ、再々質問というか、答弁漏れというか、最初の答弁のほうで、2週間以上保管というような表現がありましたけれども、これがなぜ2週間保管した後というふうになるのか。すぐに廃棄だとかというふうにはならないのか。廃棄またはクリーニングとかにならないのかを確認したいと思います。

**日高英城議長** 岡田救急課長。

**岡田正夫救急課長** 再質問についてお答えいたします。

医療廃棄物の処理につきましては、廃棄物の業者に委託しているところでございまして、委託業者の依頼により、新型コロナの関係で使用した資器材は、他の資器材とは別として、2週間以上、消防署のほうで保管後に回収するという依頼があり実施しております。さらに、委託業者に分かるように日付を記載しております。そして、新型コロナウイルス感染症陽性者の退院基準を使用しまして、発症から10日間経過し、かつ症状軽快72時間を経過した場合となっております。また、陽性判明または検査で陰性であったとしても、2週間の健康管理等を求められていることなどから、救急隊員の安全を考慮し、14日間、2週間保管後に適正な処理を実施しているところでございます。

以上でございます。

**日高英城議長** 以上で8番、潮田幸子議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時42分)



(開議 午後 1時42分)

**日高英城議長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、15番、諏訪善一良議員の質問を許します。

諏訪善一良議員。

[15番 諏訪善一良議員登壇]

**15番 諏訪善一良議員** それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、件名1でございます。第6次消防計画策定並びに諸課題について、正副管理者に伺うでございます。これは前回に引き続きの質問でもございます。たしか3年度が、いわゆる第5次の最終

年であると。同時に、第6次の消防計画をつくられると思っております。前回は主な3点程度を質疑させていただいたわけですが、少し今回は一歩だけ進めて、要旨1、桶川、北本、鴻巣地域それぞれに予定される主な事業計画をお示してください。

これは前回のほうですと、主に北本の分署、ちょうど今、大改装をやっております。議案も、今回、第3号議案で出たところでございますが、つい先日も消防署のほうへお伺いいたしまして、一部見させていただきました。かなりの大規模な改修なのだという印象を受けております。そうした場合、今後、3つのうちの2つ目が、今度は鴻巣の消防署ですか、今は一応分署になりますか、これの改装。それから、あと桶川の西分署、これにつきましては場所柄が、何度も指摘してきましたが、移転ということも考えられると思います。大きく今後、圏央道が開通いたしまして、そして上尾道路と南北を結ぶ大きな道路が今事業化されているところでございますが、ある意味においては県央地域の交通の要衝になろうとしているのではないかと考えていますし、一方で、もし災害、また圏央道で事故等があった場合、この管轄範囲は、いわゆる西側、そして東側の各インターまでと、ある意味においては、埼玉県防災センターが川島との一番近いところにありまして、連携上からも、ある意味においては、我が県央地域だけではなくて、そうした支援または受援の基地にもなり得るのではないかと考えていますし、それも含めてどのようなお考えであるかをお示しいただきたいと思っております。

要旨2、令和3年度予算における主な重点事業についてお伺いをいたします。今日提案されました予算案が示されているところでございますが、主に目的の部分について触れていただければありがたいかと思っております。

要旨3番、晩秋、初冬における落ち葉等のたき火について、消防管理者としてどのように市民に向けた周知を図っていますか。また、消防車の通報出動状況、出動についてどのような形態があったか、伺います。

皆さんの元に資料が配られていると思いますが、大きく言うと警戒出動というのと業務出動とあったということでございます。北本市の場合を見ますと、これがおのおの5回で、元年度が合計10回。私は、昨年暮れにちょっと回ってみたところ、5回ほど、私のほうに実は消防車が来て、それからパトカーが来て、両手の10本の指を全部指紋を取られて、県警に呼ばれて、浦和にも呼ばれたよと。非常に本人びっくりしてしまっていて、その根拠となるのが、ご承知かと思うのですが、法律の改正、それから県条例の改正ということで、かなり大きな罰金といえましょうか、罰則が強いです。5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金と。企業においては3億円以下の罰金となっております。とにかくサイレンを鳴らして消防車は来るわ、パトカーは来るわ、2台も3台も来たということで、非常にびっくりしています。

ちょうど去年の11月くらいから、晩秋になりますと、北本の場合は広葉樹、まさにどこもそうですけれども、落葉します。僕ら小さい頃は、どちらかという、たき火という歌がありまして、「垣

根の垣根の曲がり角」と、あれは異聖歌の歌ですか、なじんで、逆に楽しんだくらいでしたけれども、これが北風が吹くと落葉しまして、相当な屋敷を持っている家だと枯葉が積み上がっております。こういうふうに一方でこれほどの厳しい取締りをするのであるならば、行政としては、この枯葉の処分というものも考えなければならないのではないかと思います。先ほども言いましたように、枯葉を使って私たちは生活に慣れ親しんで、また私たち小さい頃は苗床なんかもつくりまして、これを腐葉土として利用するという方法でやってきたのですが、これにつきまして、今、ちょうど時代の変り目なのだと思っております。北本市が去年と今年を比べますと、年度ですと一応3倍に増えています。5件が15件です。全体のうちの増えた数が、北本市の場合は3倍。ほとんど北本が増えたのではないかと思うぐらい変わっております。ちょうど新しい家が、昔の、主に農村部落も含めて開けてきてこういう結果になったのだと思っておりますし、この辺について時代に合った、罰則だけではなくて行政がやるべき部分があるのではないかと思います、それについて正副管理者に伺うところでございます。

件名2、新型コロナ対策について管理者に伺う。およそ今日の質問、初めの菅野議員さん、それから新島議員さん、ただいまの潮田議員さん、ほぼ同じような視点ではないかと思っております。ちょうどこの通告したときが26日なものですから、あれからほぼ20日たっていますので、大分状況が変わったようでございますが、その当時のことも含めて、場合によったらダブる部分は避けてくれて結構でございますので、次のようにお伺いをいたします。

要旨1、管理者として病床の確保等、地域医療機関、病院との連携協議等はどうに行われているか。また、その結果についてお伺いします。今日の原口管理者の提案からですと、この救急救助事業に対して多種多様化する災害の対策に対しては、医療機関との連携体制の充実を図りますと言っておりました。一方で、感染防止に関わる資器材の確保に努めますということで、コロナについてはこの1行だけでございます。もう少し具体的に、職員の健康管理、それからもちろん市民のコロナ対策に対して、この2週間、3週間で、いわゆる予防接種といいたいまいしょうか、これも相当変わってきています。まさに管理者として、それに対してどのように対応していこうとしているのかを伺うものでございます。

要旨2、急激な勢いで増加を続けている新型コロナの社会状況の中、どのような防護対策を消防署職員を守る立場で新たに指示をされましたか。これも今申し上げましたように、この3週間で大分変わってきております。ある意味においては、感染者は減ってきているのはいいことだと思っておりますけれども、やはり最前線に立つ消防職員、特に救急隊員に対して、積極的な姿勢も示されればありがたいかと思っております。

要旨3番、救急出動に当たり、ワクチンの接種は医療関係者が最優先されるようですが、救急隊員の順序についてお伺いします。これもある意味、確認程度になりました。この1週間近くは、かなりニュース等の内容も変わってきてまして、救急隊員も、たしか医療関係者という同列になるので



はないかと思えます。他の職員との違いも含めて、できればお示しをいただければと思っております。

件名3、広域的な見地に立った防災制度について、正副管理者に伺う。要旨1、前回提案いたしました管内広域防災マップについて、共同作成の方向性を伺います。前回、検討というご返答をいただいたのですが、できれば業者、北本市の場合なんかでも、業者、地図の会社ですが、そのような地図を作っておりましたので、できれば同じような趣旨で検討を一步進めて準備をしていただければありがたいという視点から質問させていただくものでございます。答弁を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

**日高英城議長** 順次答弁を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

**原口和久管理者** それでは、件名1の要旨1、要旨2については、関連がありますので、併せて答弁いたします。

第6次消防力等整備計画では、あらゆる災害から住民の生命と財産をしっかり守り、安心安全な暮らしを確保し、信頼される消防となることを理念とし策定したいと考えております。そのため消防行政の現状及び将来の見通しを認識するとともに、今後、約1年をかけ、実効性の高い計画づくりを目指しております。

また、令和3年度予算においては、第5次消防力等整備計画に基づき効果的かつ重点的な施設、設備の整備を行い、消防力を強化するとともに、新型コロナウイルス関連の感染防止対策や職員の教育訓練に努め、消防組織としての活動の質を高めてまいります。

なお、要旨1、要旨2の詳細については、消防長より答弁させます。

次に、要旨3についてお答えいたします。落ち葉等のたき火については、火災予防の観点から各組合市と連携し注意喚起をしていきたいと考えております。なお、詳細は担当より答弁をさせます。

次に、件名2、要旨1から要旨3について、順次お答えします。

初めに、要旨1についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により救急搬送困難事例の報告を受けておりますが、病床の確保などについては埼玉県の業務となっているため、機会を捉え、申し入れてまいります。

次に、要旨2についてお答えします。職員の感染防止対策については、機会を捉え、気を緩めることなく万全を期するよう指示しております。特に12月以降、管内におきましても、新型コロナウイルス感染症の陽性者が増加していることから、私も危惧しているところでございます。外出が予想される年末年始において、感染しない・させない、職場に持ち込まないための取組を、電子掲示板を活用し、全職員へ周知徹底いたしました。さらに、消防車両による広報活動についても指示し、組合市と一体となり感染防止対策に取り組んでいるところでございます。

次に、要旨3についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、出動する救急隊員は医療従事者と同様に接種できることとなっております。

なお、要旨1から要旨3の詳細については、消防長より答弁させます。

次に、件名3についてお答えいたします。管内広域防災マップについては、組合市の防災行政に関する業務であることから、組合市へ報告するよう指示してありますので、担当から答弁させます。

以上です。

**日高英城議長** 新井消防長。

〔新井 正消防長登壇〕

**新井 正消防長** 件名1、要旨1、要旨2についてお答えいたします。

第6次消防力等整備計画の策定につきましては、昨年12月に検討委員会を設置し、策定の準備を進めているところでございます。桶川、北本、鴻巣地域それぞれに予定される主な事業でございますが、消防施設の整備の観点から申し上げますと、桶川市では桶川西分署庁舎の移転事業が主な事業となります。北本市では、平成26年、北本東分署建設、今年度、北本消防署庁舎大規模改修をしたため施設整備に関する事業は予定されておられません。鴻巣市では、鴻巣天神分署庁舎改築となっております。その他全体としまして指令装置の全部更新、消防救急デジタル無線装置の更新が主な事業となっております。

次に、要旨2についてお答えいたします。令和3年度予算における主な重点事業につきましては、職員の衛生環境整備を進めるとともに消防庁舎の長寿命化を図るため、川里分署トイレ及び浴室等改修工事をはじめ、鴻巣西分署浴室等改修工事、吹上分署事務室等修繕、鴻巣西分署非常用自家発電装置交換修繕、桶川消防署屋上防水修繕などを実施する予定です。

消防車両更新につきましては、第5次消防力等整備計画に基づき吹上分署の水槽付消防ポンプ自動車、鴻巣天神分署の高規格救急自動車及び広報車をそれぞれ更新整備する予定です。

また、昨年から猛威を振るう新型コロナウイルス感染症対策として、現場職員の感染リスク軽減を目的とした仮眠室への加湿空気清浄機の配備、消毒薬を含む感染防止資器材等の増強を行う予定です。

以上でございます。

**日高英城議長** 卯月予防課長。

〔卯月光弘予防課長登壇〕

**卯月光弘予防課長** 件名1、要旨3についてお答えいたします。

初めに、令和2年中の火災発生件数は50件で、焼却を含むたき火が原因となった火災件数は、速報値になりますが、鴻巣市3件、桶川市2件、北本市1件、合計6件発生しています。また、火災には至りませんが、焼却に起因する警戒出動や業務出向件数は、配布資料でご説明いたします。

令和元年中、焼却に起因する警戒出動や業務出向件数は、鴻巣市31件、桶川市17件、北本市10件、

合計58件で、落ち葉の焼却は鴻巣市で2件出動しています。次に、令和2年中、焼却に起因する警戒出動や業務出向件数は、鴻巣市34件、桶川市19件、北本市22件、合計75件で、落ち葉の焼却は、鴻巣市で1件、北本市で2件出動しています。

警戒出動は、119番出動などにより、火災の確定はできないが、消火活動に備え、緊急走行で出動するものです。現場到着した結果、焼却中の場合や誤認、誤報など非火災で取り扱う出動となります。また、業務出向は、一般電話などからの通報内容により、明らかに火災ではない場合で、通常走行で現場に向かうものです。具体的には、焼却による煙、臭いなどの苦情、相談、問合せによる出向で、現場確認などを行い、組合市の環境担当課へ連絡するものです。

消防本部では、火災出動のほか、通報があった場合は消防車両で現場へ向かい、周囲の状況確認や消火準備の状況、監視状況など火災予防上の指導を実施しています。

なお、野外焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例で規制され、組合市の環境担当課では市ホームページなどで周知しておりますが、消防本部としても焼却やたき火による火災発生の減少に向けて、今後、組合ホームページの活用や「県央だより」への掲載、訓練指導などの機会を捉えて、火災発生防止や火災予防上の観点から周知したいと考えております。

以上でございます。

**日高英城議長** 新井消防長。

〔新井 正消防長登壇〕

**新井 正消防長** 件名2、要旨1から要旨3について、順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。新型コロナウイルスに対する病床の確保など、地域医療機関、病院との連携協議は、埼玉県が設置した新型コロナウイルス感染症県調整本部が、陽性患者の症状に応じて受入れ可能な医療機関や宿泊療養先及び自宅療養の調整を図っております。

保健所は、陽性患者の把握や調査を実施するほか、新型コロナウイルス感染症県調整本部の指示により決定した療養先へ搬送を行っております。新型コロナウイルス感染症の陽性者の搬送につきましては、本来、保健所の業務となっておりますが、医療機関その他の場所に迅速に搬送する手段がない場合には、当消防本部に対して保健所から搬送の協力要請があり対応しております。

新型コロナウイルス感染症陽性者を実際に搬送する場合には、救急要請前に保健所から情報提供される体制となっており、その後、救急要請が入り出動しております。

なお、搬送先医療機関は事前に保健所の調整で決定しており、救急隊が搬送先医療機関を選定することはありません。また、転院搬送につきましても、医師が保健所に連絡して、保健所が搬送先医療機関の調整を行っております。

こうしたことから、病床の確保など、地域医療機関、病院との連携協議は県調整本部で行っており、当消防本部では行っておりませんが、保健所等と連携を図り対応しているところでございます。

次に、要旨2についてお答えいたします。1度目の緊急事態宣言解除後も、管理者から機会があるごとに新型コロナウイルス感染対策に万全を期すよう指示を受けており、対策を講じてきました。12月には管内の陽性者数が増加したことにより、年次有給休暇の取得の奨励、土日出勤による分散勤務や忘年会等大人数での飲食の自粛などの対策を行ってきたところです。

令和3年1月7日に再度緊急事態宣言が発令されたことに伴い、翌8日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、感染防止対策のさらなる取組を進めるよう周知徹底いたしました。

具体的な対策の1つ目として、職員への基本的な感染防止策や、職員及び親族等に発熱等の症状がある場合は出勤しないよう周知徹底いたしました。

2つ目として、立入検査、消防訓練、救命講習などを中止、署所間における連携訓練、会議や研修の参加または開催につきましては、原則見合わせ、県外への出張は原則禁止といたしました。

3つ目として、休憩時間及び場所を分散し、密集化を緩和、感染リスクの低減を図りました。また、食堂等における休憩場所での座席の間隔は1メートル以上とし、マスクを外しての食事中的会話は厳禁、食事時間は15分未満とするなど、業務継続のため濃厚接触者を出さないように対策をしました。

4つ目として、休暇などの取得奨励、週休振替を活用しての分散勤務により、所属職員数の1割から3割程度削減できるよう計画を作成し、可能な限り人との接触を減らすように対策を講じました。

5つ目として、不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛、会食を避け、家庭内においてもマスクの着用を努めるよう指示しております。

次に、要旨3についてお答えいたします。厚生労働省が進める新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、全国で約300万人の医療従事者が優先とされ、救急隊員のほか、感染患者に関わる職員として、消防隊員、救助隊員、指揮隊員などが含まれます。

以上でございます。

**日高英城議長** 森警防課長。

〔森 正幸警防課長登壇〕

**森 正幸警防課長** 件名3、要旨1についてお答えいたします。

令和2年11月組合議会定例会一般質問の中で議員より提案のありました防災マップの市境の余白に近隣他市の学校や公民館などの避難所を記載してはどうかについては、組合市の防災行政に関する業務であることから、議会後に組合市へ報告したところでございます。3市とも現時点では防災マップの見直しはないとのことでした。

以上でございます。

**日高英城議長** 諏訪善一良議員。

**15番 諏訪善一良議員** 一通りご答弁をいただきました。その中で質問させていただきます。

まず、件名1でございますが、昨年の12月からですか、検討委員会をつくって始めてくださっているようでございますが、物事にはトップダウンという形で、正副管理者のほうからこういうような方針はどうだろうかとか、具体的なこういう事業はどうだろうかとか。他市も含めて見て、やり方というのが一つあると思っています。一方で、現場の職員の皆さんが細かいことについては分かっているわけですから、ボトムアップという方法で積み重ねた上でつくる方針等があると思っています。

現在は、ちょうど今、検討委員会を立ち上げた時点でありまして、原口管理者のほうから、また副管理者のほうから、いわゆるトップダウンにおいて、先ほど申し上げましたように、例えば桶川西分署なんか、大きく今後の5年後、10年後、交通体系が相当変わってくるだろうし、先ほど申し上げましたように、この県央地区におきましても、防災上、支援という意味と受援というふうに、これらのまさに十字架になってくる場所だと思います。ですから、ただ単に県央消防組合の中における一分署の位置づけより以上に、そうした視点がなければならないと思っています。

その中で、どのような場所、交通上も考慮して、それから県の防災施設、たしかヘリコプターは3台か4台止まれると思っていますけれども、そういう中で、一昨日、土曜日の11時、テレビを見ると7分とか言っていて、この辺、11時10分でしたか、3分ぐらい違ったかなと思っているのですけれども、この辺は震度4強でしたか。福島、宮城のほうは6強、かなりあったと思うのです。前回申し上げましたように、この鴻巣、桶川、北本は、いわゆる東に大きな断層も抱えております。前回も指摘しましたように、どういうわけか、前回、東京オリンピック大会のほぼ半年前に大型の大地震があって、一番新しい昭和大橋が全壊してしまったということもあります。そういうことで、長期的な広範囲な視点から見た、私はトップダウンがあつていいのではないかと、こう思っております。その辺で、原口管理者、また副管理者、小野副管理者、三宮副管理者、それにつきましては何か意見はないのでしょうか。

施設の整備はかなり着々と、この県央の組合ができてほぼ25年になるわけです。整ってきているし、リフォームと、それからあと機械のデジタル化等を進めておるということで、第5次としては、それが仕上げになるのかなと。だから、あと残すのは天神署ですか、大改修を行うという視点では一致すると思うのですが、今でも広い視野で含めてのトップダウンの指示はありましたらお示しをいただければ、それこそ職員の皆さんが今度はボトムアップでつくる案に合致すれば、強固な防災、そして広域的な体制をつくれると私は思っていますので、それにつきましては、現場を掌握する点からは消防長からご答弁いただければとありがたいかと思っています。

管理者、それから消防長も、万全など言っているのですが、できればもう少し具体的にしてお説明いただければありがたいかなというふうに思っております。

それから、要旨3のほうに参ります。さっきも言いましたように、かなり厳しい野外焼却禁止条例、それから罰則が設けられています。私は、先ほどの答弁を聞いていますと、ホームページや「県央だより」というような話もありましたけれども、できれば、どうなのでしょう。こういうよう

なことを農作物の場合は燃やせる部分はあるという例外規定があるわけですから、初めに、たき火については全面禁止ですよということと例外規定の中できっちりと、いわゆる火の番、立会いを義務づけるとか、それから防火に注意しなさいというようなことをして、事前に消防署に届けてもらえれば、近所の方から連絡があっても、サイレンを鳴らしてパトカーが駆けつけるという、そう言うてはなんです、屋敷林の落ち葉等の対処は、ある面においては事前に情報を提供してもらうというシステムをつくったらいかがかと思うのですが。ある意味においては、さっきも言ったように、火の番といましようか、例えば消火に対する立会いの義務づけ、または消火の手段の準備、または風、臭い、それから煙の状況、事前に聞いておくという、届出をすれば、できなくはないのではないかと思うのです。全面的に禁止だけでは、先ほども言いましたように、特に屋敷林は、大きい家が多いのだけれども、そうすると落葉樹、ケヤキや、それからカシの木、大きな木なんかは相当な量が落ちます。これなども生かす方向も、場合によったら、例えば北本の場合なんかですと、家庭ごみ、資源ごみのマニュアルがあります。北本市リサイクル事業組合があります。こういうような組合を巻き込んで知恵を出していけば、生ごみ、またごみの減量に役立つし、逆転、そういうような考え、姿勢を、おのおの正副管理者は行政の長でもあるわけですから、そういうような指示、検討も含めて、禁止するだけではなくて、生かせる方法、そして腐葉土として、苗床なんかもそうですが、生かせる方法があるのではないかと思うのですが、その辺について、もし答弁ができたならお伺いいたします。

それから、3番目に新型コロナ対応について、管理者に伺う。これは大体保健所の県との連携の中でやっていくからということでございますが、多分そうであろうと、前の3人の一般質問から一応私のほうもそう理解したところでございます。

できるだけ、今感染が少し下降ぎみになってきて、最後の、とにかく予防接種が行われていけば終息するのではないかと期待をしていますけれども、それについては着実に政府の方針、県の方針等も含めて実行するのがおのおの自治体であるので、その辺については、また正副管理者の指示に期待をしておきます。

件名の3、これにつきましても、申し上げましたように、鴻巣市が一番、今の歴史も含めて、ポケットブックを作っているかなと思っています。やっぱりこういう震災とかそういうことは過去に学ぶものがあると思うのです。前にも挙げましたように、関東大震災から、伊勢湾台風から、それから新潟の大地震から、そういうようなものを挙げていくと、地元のそういうような歴史、そして災害、対応、こういうものが一体で理解できれば、まさに心の中に防災対策ができると思っています。

一番最後につきまして、組合市で見直しをしないと。実につれない答弁があったのですけれども、そうではないのではないですか。こういう今問題が起きていない。いや、そうはいつでも、ついこの間、土曜日、夜11時10分ですか、大きな地震がありました。私もびっくりして、取りあえず早め

に自分の事務所へ行ってみました。幾つかの上のほうの大きいものは壊れて落下をしていましたので、今朝、その掃除を指示してきたところなのですが、一切見直しをしないような組合市としてではなくて、逆です。今こそ、さっきも言ったように、一番初めの件名1の1で申しあげましたように、広域的な観点と、それからそういう災害等の歴史、よく私、駅の問題も取り上げて、駅勢圏という言葉を使っているのだけれども、できれば避難所勢圏というのですか、小学校や中学校や、あと公民館があったら、そこから半径1キロぐらいの円を書いて、市の境を国境にしない、そういうようなマップをつくれば、私も地図も頭に入るだろうし、いいと思うのです。今、実につれない、組合市としては見直ししない。いかがでしょうか。見直しをぜひしていただきたい。

以上申しあげまして、2回目の質問とします。以上です。

**日高英城議長** 原口管理者。

**原口和久管理者** それでは、最初に件名1について、私のほうからお答えをいたします。

まず、私もそうなのですが、正副管理者会議の中でも議論等しておりますけれども、その中では、やはり今後の消防の施設、老朽化もありまして、老朽化の部分をしっかり改修していくこと。そして、その上に今回、先ほども申しあげましたように、鴻巣であれば天神分署の改築、あるいは桶川市さんのほうからも再三ご要望いただいております桶川西分署、これを今後の県央地域の消防体制として、しっかり進める上でも必要だということで、それら大きな事業を担当、消防長のほうにも話をさせていただいております。

そして、やはりこれから必要なのは職場の環境ではないかなというふうに私は思っております、職員の皆さんが快適に職務を全うできるような、そういう職場環境、具体的には今回も来年度の予算でのせさせていただいておりますけれども、トイレや浴室、そして仮眠室等の改修、こういうものも併せてしっかりやるようにということはお話をさせていただいております。

それと、要旨3のたき火でございますけれども、これは消防の役目というのは、やはり予防を重点に行っております、この予防については、当然火災にならないようにという啓発をするわけがありますけれども、個人宅のたき火、落ち葉たき、あるいは焼却、これらについては、それぞれの組合市の業務になっていくかなというふうに思っております。当然軽微な落ち葉たき火は、本来許される部分もありますけれども、そのお宅ではいいというような判断するかもしれませんが、近所の方から通報等あれば、消防としても出動しなくてはならない、そんな状況でございます、なかなかこの辺は難しいのではないかな。また、それぞれの組合市のほうにお話をしていきたいと思っております。

それと、最後の件名3の要旨1、広域防災マップ、私もこれは非常に、諏訪議員のほうからも提案をされまして、なかなかいいなというような思いでもあります。ただ、この業務については、それぞれの市の考え方がございます。ですので、先ほども申しあげましたように、それぞれの防災担当のほうにはお話をさせていただいて、今すぐにはできないということでもありますけれども、今後、

しっかりと検討していただければ、それは幸いだなと思っております、そういう指示をしたところで、それぞれの組合市にお願いしたところでもありますので、すぐ結果が出るわけでもないかなというふうに思いますが、その辺は今後見守っていただければというふうに思います。

私のほうからは以上でございます。

**日高英城議長** 新井消防長。

**新井 正消防長** 第6次消防力等整備計画の管理者からの指示にありましては、方針といたしましては、実効性の高い計画づくりを目指す、住民施策を明確にすること、この後、個別施設計画を説明させてもらうのですけれども、そういうものとの整合性をとったものという指示を受けておりました、この整備計画にありましては、今、会議を始めたばかりでして、第5次消防力等整備計画の検証をして、この後、具体的にどのようなものが必要なのかということを考えているところでもあります。そういう中で、先ほども答弁させていただいた桶川西分署、天神分署、そして指令台の装置の更新、そのところがやはり一番重要なのかなと考えております。今後、1年かけて第6次消防力等整備計画をつくっていかうと考えております。

また、たき火の関係なのですけれども、届出というお話があったのですけれども、以前から市町村火災予防条例の中に火災発生届出というものがございます。火災と紛らわしい届出という言い方もするのですけれども、そういう届出があれば、それなりの火を消す準備ですとか、人がついていりますとか、そういう条件が整っていればそのようなことにはならないのかなと考えております。ただ、そうしていても、警察に一報が最初入ってしまいますと、またちょっと状況が変わってくるのかなというところがございます。

以上でございます。

**日高英城議長** 卯月予防課長。

**卯月光弘予防課長** 再質問にお答えいたします。

届出の関係につきましては、消防長のほうから答弁がございましたので、私のほうからは周知の関係についてお答えしたいと思います。

焼却やたき火での不注意・不始末による火災発生を防止するため、屋外で火を取り扱う際の注意喚起を主に考えているところがございます。例えば空気が乾燥しているときや風の強いときは焼却を行わないこと、消火用具を準備して行うこと、焼却中は焼却場所から離れないこと、焼却後は必ず消火を確認することなどでございます。また、近年、焼却を含むたき火が原因の火災発生が多いことから、火災統計などの数値も含めまして周知したいと考えております。

以上でございます。

**日高英城議長** 諏訪善一良議員。

**15番 諏訪善一良議員** 件名1の部分だけでも、どうなのですか。桶川西分署に対する考え方、ここは天神分署や北本消防署と違って、いわゆる改修ではないのです。これは位置、場所の問題とか、



いわゆるスペースの問題とか出てくるのですが、この辺、恐らく管理者、そしてまた桶川西を管理されている小野副管理者、地形的な問題です。それからあと、支援、受援という見方、もしできれば個別に答弁いただければと思います。

それと、あと、今、北本のほうは当面東分署を建て替えて、それであのときにも質問しましたが、中丸小学校側のところの歩道の整備、先日、北本市にあります県土事務所へ行ってきたら、一応今年度予定に入っていますよということでもありましたけれども、今、北本のほう、当面ないということだったのですが、先日というか2年前ですか、台風19号でしたか、中丸小学校なんかは、まさにあそこが校庭が調整池の役割を果たしているから水浸しなのです。そのところ、地元から選出されている副管理者でありますので、もしご答弁等あれば、そのような点がある意味トップダウンで、そういう見方も示しておくことも必要ではないかと思うので、もし答弁できる範囲で、そのことにつきましては正副管理者に答弁していただければと思います。

そして、その上で恐らく、今消防長が言ったように、職員の健康面、その他を見て、浴室の整備だとか、それから仮眠室の整備とか、それではなくて、第6次の基本線として、特に大きな問題は、単なる建て替え、補修に済まない部分における西分署の役割というのは、圏央道が開通して、さっきも言ったように、エリアが非常に大きな、俯瞰した見方をしなければいけないものなので、できればそれにつきましては桶川の副管理者のほうから答弁していただければ、かえっていいのかなと思うのですが、以上、議長の取り計らいを願います。

以上。

**日高英城議長** 原口管理者。

**原口和久管理者** まず、前にも申し上げましたけれども、この県央広域事務組合管理者は私が務めております。それで、管理者で答弁ができないときには副管理者にお願いする。これは行政はそういう形を取っております。それぞれの同じ案件について別々に答弁をするというのは、私はいかなものか。これは差し控えさせていただきたいなというふうに思っています。

そして、今、場所の件についてお話がありました。この場所というのは非常に難しいです。当然今、既存の場所については、おおむね近隣の皆さんからは了解いただいている、そういう中で場所を、そちらのほうでもまたお願いができるかなという、そんな思いでもありますけれども、建て替えするときには、桶川につきましては、今後、桶川市にもお願いをしながら、また当組合で一番ベストなところはどこなのか、それをしっかりと協議、調整をする。そして、何より一番重要なのは、近隣の皆さんのご理解をいただくこと、これは大変重要でございまして、その地形と、どこにアクセスがいいのかということもありますけれども、まずはその近くの皆さんの判断、こういう施設というのは、総論は賛成なのですけれども、各論になりますとなかなか賛成、承諾をいただけない部分もありますので、その辺を慎重に桶川市さんと組合と連携をしながら、しっかり調査を今後進めていきたい、そのように思っております。

日高英城議長 答弁漏れとして、諏訪善一良議員。

15番 諏訪善一良議員 いわゆる組合というのは3市でつくっているわけです。地域、地域の問題というのは、地域、地域のもの、それは分かるのです。そこも、ある意味ではとても重要ということですから、特に移転の問題、この地域の問題を含めて絡まっておるので、せっかく答弁席にいらっしゃるのですから、違いがあっても、それを含んでの議会の中におけるやっぱり議論の構成者ですので、できればそういう現状という方向等々も含めて答弁いただければありがたいと思えますけれども、これを最後として、次回に持っていきます。

日高英城議長 要望ということで受けさせていただきます。

以上で15番、諏訪善一良議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時39分)



(開議 午後 2時49分)

日高英城議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

#### ◎ 議案第1号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第7、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県中央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県中央広域事務組合職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例) について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

#### ◎ 議案第2号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第8、議案第2号 埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第2号 埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第3号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第9、議案第3号 工事請負変更契約の締結について（北本消防署庁舎大規模改修工事「建築」）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第3号 工事請負変更契約の締結について（北本消防署庁舎大規模改修工事「建築」）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

**日高英城議長** 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第4号の質疑、討論、採決

**日高英城議長** 日程第10、議案第4号 令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

初めに、補正予算書の10、11ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、12ページから17ページまでの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第4号 令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**日高英城議長** 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第5号の質疑、討論、採決

**日高英城議長** 日程第11、議案第5号 令和2年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

初めに、補正予算書の10、11ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、12、13ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第5号 令和2年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第6号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第12、議案第6号 令和3年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

初めに、予算書10ページから15ページまでの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

初めに、16、17ページの議会費に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、議会費に関する質疑を終結いたします。

次に、16ページから23ページまでの総務費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、総務費に関する質疑を終結いたします。

次に、22ページから43ページまでの消防費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、消防費に関する質疑を終結いたします。

次に、42、43ページの斎場費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 質疑なしと認めます。

よって、斎場費に関する質疑を終結いたします。

次に、42ページから45ページまでの公債費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 質疑なしと認めます。

よって、公債費に関する質疑を終結いたします。

次に、44、45ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第6号 令和3年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**日高英城議長** 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第7号の質疑、討論、採決

**日高英城議長** 日程第13、議案第7号 令和3年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算を議題と

いたします。

これより質疑に入ります。

初めに、予算書8ページから11ページまでの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

初めに、12、13ページの事業費に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 質疑なしと認めます。

よって、事業費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく12、13ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第7号 令和3年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**日高英城議長** 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

## ◎ 管理者のあいさつ



**日高英城議長** 以上をもって、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

**原口和久管理者** 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用な中にもかかわらずご参集を賜り、ご提案申しあげました各議案につきまして、いずれも慎重なるご審議の上、それぞれご決定を賜りましたことを心からお礼申し上げます。

結びになりますが、まだまだ寒さが続きます。議員の皆様におかれましては、健康にご留意され、ご活躍くださいますよう心からご祈念申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

## ◎ 閉 会 の 宣 告

**日高英城議長** 以上をもって、令和3年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 2時59分)

議 長 日 高 英 城

署 名 議 員 岡 野 千 枝 子

署 名 議 員 織 田 京 子

# 参 考 資 料

議 決 結 果 一 覽 表

## 令和 3 年 2 月 定例会 議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて(埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	1	2月15日	承 認
2	埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例	2	2月15日	原案可決
3	工事請負変更契約の締結について(北本消防署庁舎大規模改修工事「建築」)	3	2月15日	原案可決
4	令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第3号)	4	2月15日	原案可決
5	令和2年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算(第2号)	5	2月15日	原案可決
6	令和3年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算	6	2月15日	原案可決
7	令和3年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算	7	2月15日	原案可決